

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	地域児童クラブ等運営事業			事業コード	0473
所属コード	065000	課等名	保健福祉部児童福祉課	係名	子ども支援係
課長名	石塚 千英司	担当者名	佐々木 正仁	内線番号	2566
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	保育環境の充実	コード	1
予算費目名	一般会計 3 款 2 項 1 目 地域児童クラブ等運営事業 (008-03)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 8 年度	
根拠法令等	(市) 盛岡市地域児童クラブ事業実施要綱, 都南こどもの家事業実施要綱, 城内学童クラブ事業実施要綱 (国) 放課後児童健全育成事業実施要綱			

(2) 事務事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対して、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブを運営する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

放課後に保護者が不在のため、家庭等で適切な保護及び育成を受けられない児童のために、地域組織として設置した放課後児童クラブ等において、児童の健全な保護及び育成を図る活動を行う事業を実施することにより児童の福祉の増進を図ることを目的として事業を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

- ・ 少子化により子どもの数は減少しているものの、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、昼間保護者が不在の留守家庭児童は増加傾向にあり、今後も事業ニーズは継続して高まるものと推察できる。
- ・ 平成 20 年度に、全ての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」(教育委員会所管)と「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策を推進するために策定された「盛岡市放課後子どもプラン」において、全ての小学校区で放課後児童健全育成事業を実施することを目標としているように、未設置小学校区への設置が求められている。
- ・ 「適正規模でのクラブ運営」とは何か、市の指針の策定を求める声が現場から出されている。

(議会質問の内容)

- ・ 大規模クラブの分割に当たっての余裕教室や公的資源の活用と財政的支援はどのように

検討されているか。

- ・ 学童保育クラブの待機児童の実態と対策はどうか。
- ・ 一人親世帯に対する学童保育クラブの保育料の軽減の検討はどのようになっているか。
- ・ 学童保育クラブについて、市独自の運営基準を関係者と協議しながら策定すべきと考えるが、どうか。
- ・ 児童センター事業の内容、学童保育クラブ事業の内容はどうか。
- ・ 児童センター及び学童保育クラブの現時点での設置状況はどうか。
- ・ 児童センターと学童保育クラブの違いはあるのか。
- ・ 児童センターが学童保育クラブの要件を満たしているのであれば併設の必要はないと思われるが、どのように考えているか。

(事業関係者からの意見・要望)

- ・ 父母会等が運営主体で、事業実施場所が借家や借地となっている地域児童クラブについては、賃料負担に対する運営費（委託料）の加算を求められている。
- ・ 現在の委託料の積算基礎としている登録児童数と市単独加算額について、年度中における登録児童数の減に伴う委託料の減額等があることから、登録児童数による積算基準の変更や年度中に登録児童数に変更があっても委託料は減額しないなどの改正を求められている。
- ・ 事業実施場所が借家や借地となっている地域児童クラブなどから、小学校の余裕教室などに市が設置してクラブ運営することを求められている。
- ・ 学童クラブの認知度が小学校によって偏りがあることから、地域や小学校との連携体制を構築するうえで、担当課から協力依頼をするなど、連携方策に関わってほしいとの意見がある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

市の区域内に住所を有する小学校1学年から3学年までの児童で、昼間保護者等が不在のため家庭等における適切な保護及び育成を受けられないもの及びこれに準ずると認められる児童。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 放課後児童数(児童館・児童センター利用登録児童数)	人	5,056	5,005	5,100	4,604	5,100

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

社会福祉法人又は地域児童クラブの指導員、保護者等で構成する団体に委託して実施した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 地域児童クラブ数(児童センター児童クラブを除く)	か所	27	27	30	39	31

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

放課後児童の健全な保護及び育成を行い、福祉の増進を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 地域児童クラブ入会児童数(児童センター児童クラブを除く)	■上げる □下げる □維持	人	973	980	1,140	660	1,340

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	32,231	33,688	38,375	40,036
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	83,707	81,605	89,258	90,985
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	115,938	115,293	127,633	131,021
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,400	1,400	1,400	1,400
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	5,600	5,600	5,600	5,600
計	トータルコスト A+B	千円	121,538	120,893	133,233	136,621
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

放課後児童に適切な遊び場や生活の場を提供することにより、児童の健全な育成と福祉の推進に結びついている。

② 市の関与の妥当性

国の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づく事業であり、市が行うべき事業である。

③ 対象の妥当性

国の実施要綱に基づく対象であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

事業を休止または廃止した場合、運営が困難になり解散する放課後児童クラブがでてくる。また、クラブが継続した場合でも、保護者負担の大幅な増額が予想され、結果として多くの待機児童や利用できない児童が発生することとなり、児童福祉の推進が図られない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

放課後児童クラブの未設置地区や需要が多い地区に新たにクラブを設置することにより、放課後児童の健全育成が図られる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

余裕教室などの公共施設を無償で借りて実施しているクラブと、民家やアパートを借りて家賃負担をしながら実施しているクラブがあるため、クラブ間で保育料などに差があり、不均衡が生じている。公共施設の活用や家賃負担に対する市単独加算を行うことによりこれが解消されるものと考えられる。

また、社会福祉法人で実施している放課後児童クラブや児童センターの児童クラブ室と父母会等で運営する放課後児童クラブでは、利用児童の保護者の費用負担に差が生じていることから、適正化余地はある。

(4) 効率性評価

当該事業費は、放課後児童クラブ運営のための委託料であり、大半が国庫補助基準に基づく事業費であるため削減できない。

また、事業の委託契約関係事務のほか、放課後子どもプランに係る事務、各放課後児童クラブ指導員に対する研修など事業ニーズとともに事務量が増加しているため現状の人件費を削減する余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

① 受益機会、費用負担の適正化について

利用時間の延長等を行うことにより、受益機会の適正化を図るため、児童センター児童クラブ室の運営の方向性を検討する。

② 小学校の余裕教室等の活用を検討し、家賃負担のないクラブを増やしていくことが必要である。

③ 家賃負担が無いクラブを増やしていくことにより、当該クラブの市単独加算額を減額した財源で、家賃負担のあるクラブへの加算額の増額につなげる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

① 児童クラブの運営については、施設職員を含めた指定管理者との協議が必要である。

② 小学校の余裕教室の活用について、対象となるクラブの学区の小学校に余裕教室が存在するかどうか。存在した場合、教育委員会、学校等との協議が必要になる。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）

- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

23年度は新たに3地区に設置したが、今後ますます利用者は増えるものと予想される。放課後児童の安全・安心な居場所として安定したクラブ運営を推進するため、公共の施設や土地の活用、市単独補助金のありなど引き続き検討を要する。